

(介護予防) 訪問リハビリテーション利用料金表

- サービス費（基本料）は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。
- 介護負担割合証に記載された割合（1割、2割、3割）が利用者負担となります。

1 基本料金

サービス	内容	利用者負担金		
		1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーションを行った場合 (1回20分)	308	616	924
介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーションを行った場合(1回20分)	298	596	894

※事業者の医師が診療を行っていない場合は、基本単位より50単位を減じます。

2 加算料金（該当の場合のみ加算/1日当たりの料金に加算：円）

1) 訪問リハビリテーション

加算の種類	利用者負担金	算定要件
サービス提供体制強化加算 I	6 円/回	勤続年数7年以上の者がいる
リハビリテーションマネジメント加算	イ 180 円/月	医師、理学療法士等と協働して、リハビリテーションの質を管理（1回/月）
	ロ 213 円/月	
	医師の関与 270 円/日	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合
短期集中リハビリテーション実施加算	200 円/日	退院（所）日又は認定日から3月以内
退院時共同指導加算	600 円/回	退院前カンファレンスで共同指導した場合
移行支援加算	17 円/日	訪問リハ提供後通所介護に移行した時

2) 介護予防訪問リハビリテーション

加算の種類	利用者負担金	算定要件
サービス提供体制強化加算 I	6 円/回	勤続年数7年以上の者がいる
短期集中リハビリテーション実施加算	200 円/日	退院（所）日又は認定日から3月以内
退院時共同指導加算	600 円/回	退院前カンファレンスで共同指導した場合
介護予防訪問リハビリの長期間利用の減算	▲ 30 円/日	利用開始日の属する月から12カ月超え

※ 1)、2)いずれも

高齢者虐待防止措置未実施減算	基準を満たさない場合所定単位数数の100分の1
業務継続計画未策定減算	基準を満たさない場合所定単位数数の100分の1